



最新の入境規制及び登記情報開示制限について

1. 香港非居住者も日本から香港への入境が可能に

香港政府は2021年8月9日から入境規制措置を変更すると発表しました。これにより、グループB（中リスク国）に分類される日本からの入境については、ワクチン完全接種者であれば、非香港居住者であっても可能になります。入境後は14日間の指定検疫ホテルでの強制検疫、その後7日間の自己観察が必要となります。

その一方で2021年8月20日から、ワクチン完全接種かつ抗体検査が陽性の場合に適用されていた緩和措置がなくなり、7日間に短縮されていた強制検疫期間が14日間に戻ることとなりました。世界的にデルタ変異株が拡大していることや、抗体検査で陽性だった人が感染していることが原因だと香港政府は発表しています。

2. シンガポール、香港からの渡航者を隔離免除と発表

シンガポールは2021年8月20日23時59分より、香港及びマカオからの渡航者を隔離免除とし、到着時のPCR検査のみで受け入れることを発表しました。シンガポール側だけの隔離免除となるため、シンガポールから香港に戻った場合は香港の入境規制に従い14日以上強制検疫が必要となります。

また、香港とシンガポールは2021年8月19日、「トラベルバブル（双方向で隔離免除する計画）」については今後議論を続けないと発表しました。理由は「両国の防疫戦略の違い」としており、香港側とシンガポール側それぞれ別々に新型コロナウイルス対策を継続する方針とのことです。

3. 回港易スキームの適用対象の縮小

香港政府は2021年8月5日より、広東省を除く中国本土全域からの入境者に対する回港易スキームの適用を停止すると発表しました。回港易スキーム（Return2hk）は中国に滞在する香港居民に対し香港入境後の強制検疫を免除するものですが、中国本土での感染拡大を踏まえて、広東省以外からの入境者は一律で回港易を使えないこととしました。今後、回港易を利用できるのは、香港到着の前14日以内に広東省以外の中国本土地域を訪れていない人に限られることとなります。回港易を利用できずに帰港した場合は、到着後に14日間の強制検疫を受けることが必須となります。

4. 登記情報開示制限の第1段階が8月23日に施行

2021年8月18日、香港の立法会で企業の登記情報開示制限に関する法令が成立しました。8月23日に施行され、第1段階として取締役の住所及び香港身分証番号（香港IDカード）の開示が取り止められます。

8月23日から取締役の住所は連絡用住所、香港IDカード番号は番号の一部（アルファベット1文字とそれに続く3桁の数字）で代替可能になります。住所及び香港IDカード番号は Protected Information



に指定され、開示対象は当事者や代理人、弁護士や会計士などの専門家、金融機関などに限定されることとなります。

2022年10月24日に実施される予定の第2段階では、取締役の住所及び香港IDカード番号以外にも、企業側がProtected Informationに指定した登記情報の開示対象を限定することができるようになり、2023年12月27日に実施される第3段階では、登記情報の関係者は、Protected Informationに指定した情報を完全非開示にできることとなる予定です。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心16樓1629A-30室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。